

平成30年度第15回役員会議事要旨

日 時 平成31年3月25日（月）13時10分～14時15分
場 所 学長室
出席者 和田学長，鈴木理事，海老名理事
欠席者 江頭理事
陪席者 石橋監事，小嶋監事，近藤副学長，関事務局長

議事に先立ち，和田学長から，事前に配付している3月11日開催の「臨時役員会」及び「第14回役員会」の議事要旨の確認が行われた。

議 案

1. 国立大学法人小樽商科大学教員選考委員会規程の一部改正（案）について
2. 国立大学法人小樽商科大学教員選考委員会細則の一部改正（案）について
3. 国立大学法人小樽商科大学における教員の任期に関する規程の一部改正（案）について
4. 国立大学法人小樽商科大学教員昇任人事規程の一部改正（案）について
5. 国立大学法人小樽商科大学教員昇任人事規程に関する申合せの一部改正（案）について
6. 国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教員選考規程の一部改正（案）について
7. 国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻人事委員会規程の一部改正（案）について

和田学長から，審議資料1～7に基づき，国立大学法人小樽商科大学教員選考委員会規程の一部改正（案），国立大学法人小樽商科大学教員選考委員会細則の一部改正（案），国立大学法人小樽商科大学における教員の任期に関する規程の一部改正（案），国立大学法人小樽商科大学教員昇任人事規程の一部改正（案），国立大学法人小樽商科大学教員昇任人事規程に関する申合せの一部改正（案），国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教員選考規程の一部改正（案）及び国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教員選考規程の一部改正（案）について諮られ，全て原案どおり議決された。

議決後，和田学長から，平成31年4月1日付けで施行する旨発言があった。

8. 国立大学法人小樽商科大学における禁煙に関する申合せの一部改正（案）について

和田学長から，審議資料8に基づき，国立大学法人小樽商科大学における禁煙に関する申合せの一部改正（案）について諮られ，原案どおり議決された。

議決後，和田学長から，平成31年4月1日付けで施行する旨発言があった。

9. 国立大学法人小樽商科大学個人情報管理規程の一部改正（案）について

和田学長から，審議資料9に基づき，国立大学法人小樽商科大学個人情報管理規程の一部改正（案）について諮られ，原案どおり議決された。

議決後，和田学長から，平成31年4月1日付けで施行する旨発言があった。

10. シェフィールド大学との相互理解覚書及び学生交換協定の更新について

和田学長から、審議資料10に基づき、シェフィールド大学との相互理解覚書及び学生交換協定の更新について諮られ、原案どおり議決された。

議決後、和田学長から更新の手続きを進める旨発言があり、今後協定更新にあたり軽微な文言の修正があった場合には、学長に一任願いたい旨発言があった。

協 議 事 項

1. 国立大学法人小樽商科大学防犯カメラの設置及び運用に関する規程の一部改正（案）について

和田学長から、協議資料1に基づき、国立大学法人小樽商科大学防犯カメラの設置及び運用に関する規程の一部改正（案）について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、4月10日開催予定の学部・大学院合同教授会の議を経て、4月22日開催予定の役員会に附議する旨発言があった。

2. クロスアポイントメント制度に係る協定締結へ向けた協議開始について

和田学長から、協議資料2に基づき、クロスアポイントメント制度に係る協定締結へ向けた協議開始について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、4月10日開催予定の教育研究評議会の議を経て、4月22日開催予定の役員会に附議する旨発言があった。

報 告 事 項

1. 平成31年度役員会の開催日程について

和田学長から、報告資料1に基づき、平成31年度役員会の開催日程について報告があった。

最後に、和田学長から、次回の役員会については、4月22日（月）13時10分から開催予定である旨発言があった。

引き続き、役員懇談会が開催された。

以 上